

令和 7 年 12 月 19 日

令和 7 年第 2 回登米市議会定例会
12 月 定期議会 議案

(その 2)

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
発議第 8 号	再審法改正を求める意見書	5
	閉会中の特定事件の調査の件	7
	中心市街地等活性化特別委員会委員の選任の件	11
	議員派遣の件	12
	常任委員会の調査報告	別冊

令和7年12月19日

登米市議会議長 中 澤 宏 様

提出者 総務企画常任委員会

委員長 熊 谷 和 弘

再審法改正を求める意見書

上記議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項並びに会議規則（平成17年議会規則第2号）第14条第2項の規定により提出します。

（提出の理由）

再審は、誤って有罪判決を受けたえん罪被害者を救済することを目的とした制度であり、えん罪被害者は速やかに救済されなければなりません。しかし、再審請求を始めてから無罪になるまでに何十年もの年月を要しています。さらには、現行の刑事訴訟法には、再審について具体的な審理の進め方や証拠の請求と開示など基本的なルールが定められておらず、審理が長期化している実態もあります。

よって、えん罪被害者の速やかな救済のために、再審法改正を求める意見書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条に基づき関係行政庁並びに衆参両院議長に提出するものであります。

再審法改正を求める意見書

再審は、誤って有罪判決を受けたえん罪被害者を救済することを目的とした制度であり、えん罪被害者は速やかに救済されなければなりません。

しかし、現行の再審制度は、再審査請求手続において捜査機関が所有する証拠の全面的な開示が制度化されていないことや、再審開始決定に対する検察官の不服申し立てが認められていることにより再審決定が長期化するなど、制度的に再審が保障される仕組みにはなっていません。

また、多大な時間と労力を要して再審開始決定を得たとしても、それに対する検察官の不服申し立てによって、さらに審理が長期化し、時には再審開始決定が取り消され振り出しに戻る事態も繰り返されてきました。えん罪被害者救済を長引かせ人生を阻害し続けることは非人道的であり、合理性を欠くものであります。

現在、法制審議会において改正に向けた議論が進んでいる最中ではありますが、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、下記事項について再審法を改正することを強く求めます。

記

- 1 再審に際し検察が有する証拠を全面開示すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申し立て（上訴）を禁止すること。
- 3 再審における手続きを整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月 日

内閣総理大臣 高 市 早 苗 殿
法 務 大 臣 平 口 洋 殿
衆 議 院 議 長 額 賀 福 志 郎 殿
参 議 院 議 長 関 口 昌 一 殿

宮城県登米市議会議長 中 澤 宏

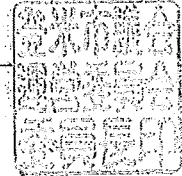
令和7年12月10日

登米市議会

議長 中 澤 宏 様

議会運営委員会

委員長 佐々木 幸



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所掌事務のうち、次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第113条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 議会の運営に関する事項
- (2) 議長の諮問に関する事項

2. 期 限

次回定例会開会の前日まで

令和7年12月17日

登米市議会

議長 中 澤 宏 様

総務企画常任委員会

委員長 熊 谷 和 弘



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第113条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 行財政運営に関する調査について
2. 期 限 次回定例会開会の前日まで

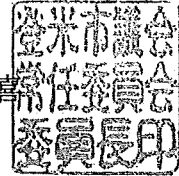
令和7年12月16日

登米市議会

議長 中 澤 宏 様

産業建設常任委員会

委員長 須 藤 幸 喜



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第113条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 産業振興に関する調査について
2. 期 限 次回定例会開会の前日まで

令和7年12月17日

登米市議会

議長 中 澤 宏 様

中心市街地等活性化特別委

委員長 佐々木 好 博



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第113条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 (仮称) 地域交流センターの基本設計に係る調査について
2. 期 限 次回定例会開会の前日まで

中心市街地等活性化特別委員会委員の選任

登米市議会委員会条例（平成 17 年登米市条例第 226 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、中心市街地等活性化特別委員会委員を次のとおり選任する。

令和 7 年 12 月 19 日

登米市議会議長

委員会名	選任する委員の氏名	常任委員会名
中心市街地等活性化 特別委員会	浅 田 琢 哉	教育民生常任委員会

令和 7 年 12 月 19 日

議員派遣の件

本議会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 13 項及び会議（平成 17 年議会規則第 2 号）第 170 条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

- 1 件 名 宮城県東部消防指令センター現地視察
 - (1) 派遣目的 令和 8 年 4 月 1 日から共同運用が始まる本指令センターの施設及び指令業務の現地視察を行う。
 - (2) 派遣場所 石巻市 宮城県東部消防指令センター
 - (3) 派遣期間 令和 8 年 1 月 15 日（木）
 - (4) 派遣議員 全議員

- 2 件 名 一関市・登米市・栗原市議会議員交流会
 - (1) 派遣目的 三市の交流を通して地域課題等について理解を深め、お互いが連携しあいながら本地域の交流発展に寄与する。
 - (2) 派遣場所 一関市
 - (3) 派遣期間 令和 8 年 1 月 26 日（月）
 - (4) 派遣議員 全議員

※なお、決定していない事項や変更がある場合の取り扱いは、議長に一任する。